

(趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校の生徒が、飯山市の活性化を図る目的で自ら行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則(昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する高等学校の生徒とする。

- (1) 飯山市内に在住し、市内又は市外の高等学校に通学する生徒
- (2) 飯山市外に在住し、市内又は市長が別に定める高等学校に通学する生徒
- (3) 前2号に規定する生徒により構成される団体の代表者

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、第1条の趣旨に基づき実施する事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 若者が住みたくなるまちづくりに関する事業
- (2) 産業を育成するまちづくりに関する事業
- (3) 安心して暮らせるまちづくりに関する事業
- (4) 郷土愛を育むまちづくりに関する事業
- (5) その他飯山市の活性化に資する事業

2 前項の規定にかかわらず、宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業は、交付対象事業としない。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、交付対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費及び特定財源(分担金及び寄附金、補助金、助成金並びに事業収入をいう。以下同じ。)の額を控除したものである。

- (1) 団体又は施設の運営費や人件費
- (2) 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- (3) 調査研究及び計画作成に係る委託費
- (4) 食糧費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める経費

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、交付対象経費の10分の10に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)以内とし、その額が10万円を超えるときは10万円を限度と

する。

( 交付申請 )

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飯山市高校生チャレンジ活動支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)及び飯山市高校生チャレンジ活動支援事業計画書(様式第 2 号)を提出するものとする。

2 団体に申請する場合、前項に規定する書類に、代表者が団体の名簿を添えて申請するものとする。

( 審査 )

第 7 条 前条の内容を審査するために、審査委員会を設けるものとする。

2 申請者は、前項の審査委員会で事業計画を発表するものとする。

( 決定通知 )

第 8 条 規則第 6 条に規定する決定の通知は、飯山市高校生チャレンジ活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により行うものとする。

( 実績報告 )

第 9 条 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書は、飯山市高校生チャレンジ活動支援事業実績報告書(様式第 4 号)によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日とする。

( 確定通知 )

第 10 条 規則第 13 条に規定する額の決定の通知は、飯山市高校生チャレンジ活動支援事業補助金交付額確定通知書(様式第 5 号)により行うものとする。

( 交付請求 )

第 11 条 規則第 14 条の 3 に規定する交付の請求書は、飯山市高校生チャレンジ活動支援事業補助金交付(概算払)請求書(様式第 6 号)によるものとする。

( 補則 )

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

( この要綱の失効 )

2 この要綱は、平成 35 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則(平成 30 年 8 月 20 日告示第 64 号)

( 施行期日等 )

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の飯山市高校生チャレンジ活動支援事業補助金交付要綱の規定は、平成 30 年度の補助金から適用する。